

第 1 部 総論

1 第2次小林市総合計画の考え方

1-1 計画策定の趣旨

本市では、平成25年4月1日に「小林市まちづくり基本条例」を施行し、第12条で、市の最上位計画としての総合計画の策定を義務付けています。そして、平成28年度に「第1次小林市総合計画」が最終年度を迎えることから、総合的かつ計画的な市政運営を図るための新たな総合計画として、「第2次小林市総合計画」を策定するものです。

また、「第2次小林市総合計画」は、「小林市まちづくり基本条例」施行後初めて策定する市の最上位計画です。そのため、同条例の内容を総合計画に反映させ、その具現化を図ることにより、同条例の趣旨である協働のまちづくりが推進された、よりよいまちづくりを実現していくことを目指します。

このような背景から、同条例に定めるまちづくりの基本理念に沿った本市のまちづくりを、市民、行政が一体となって計画し、実行する仕組みづくりが必要であることから、それぞれの対象と策定主体を明確化し、策定後の計画実現に向けて、策定段階から各主体の関わりを意識して取り組みます。

1-2 計画の構成

「第2次小林市総合計画」は、基本構想、基本計画、実施計画及び地区別計画から構成されます。

○ 基本構想

地域社会の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を定めた計画として、基本構想を策定します。そのため、基本構想は地域社会を対象とした計画として、市民主体で策定し、「小林市まちづくり基本条例」における市民の責務を具体化し、協働できる計画とします。(対象：地域 策定主体：市民)

○ 基本計画

基本構想に定めた将来の目標及び目標達成のための基本的施策のうち、行政の責務を具体化した計画として、基本計画を策定します。基本計画は行政を対象とした計画として、基本構想に基づき行政主体で策定します。また、施策体系は組織、内容は平成27年度に策定した「てなんど小林総合戦略」との整合を図ります。(対象：行政 策定主体：行政)

○ 実施計画

基本計画で定められた市の施策を具体的にどのように実施していくかを明らかにするための計画として、実施計画を策定します。実施計画は予算と一体化した計画とします。(対象：行政 策定主体：行政)

○ 地区別計画

基本構想に定めた将来の目標及び目標達成のための基本施策のうち、市民の責務をより具体化した計画として、地区別計画を策定します。地区別計画は地区を対象とした計画として、具体的には「きずな協働体」を主体として策定します。(対象：地区 策定主体：地区(きずな協働体))

図表：計画の体系図

期間	種類	内容	策定手法	各主体の責務
普遍的	基本理念	基本理念：小林市まちづくり基本条例	条例第2章(第4条)より引用	
長期	基本構想	基本構想(対象：地域 策定主体：市民)	市民が策定 市民WSで出された意見を最大限尊重して策定	市民の責務を記載
中期	基本計画	地区別計画(対象：地区 策定主体：地区)	きずな協働体単位で策定	地区の責務を記載
		基本計画(対象：行政 策定主体：行政)	行政で策定	行政の責務を記載
短期	実施計画	実施計画(対象：行政 策定主体：行政)	行政で策定	

※地域…ここでは市域全体を意味します。

※市民…市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で活動する事業者及び団体

※地区…きずな協働体(設立されたところから順次策定)

※行政…市の執行機関

※WS…ワークショップ

1-3 目標年次

基本構想は9年間とし、長期的な将来像を展望する計画とします。基本計画の計画期間は市長任期と整合を図り、前期5年間と後期4年間とします。ただし、計画期間中であっても、社会経済環境の変化に応じて柔軟に改訂することとします。実施計画の計画期間は3か年とし、予算と一体化した計画として、予算編成等に合わせて毎年度ローリングします。

図表 計画の期間

年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
基本構想	9年								
基本計画	5年					4年			
市長任期									
実施計画	3年			3年			3年		
	3年		3年		3年		3年		
	3年	3年	3年	3年	3年	3年	3年	3年	3年
総合戦略				平成27年度～平成31年度 てなんど小林総合戦略					